

RYOYO Techmate制度参加規約

RYOYO Techmate制度参加規約（以下、「本規約」といいます。）は、菱洋エレクトロ株式会社（以下、「当社」といいます。）が管理、運営するRYOYO Techmate制度（以下、「本制度」といいます。）への参加者（以下、「パートナー」といいます。）に適用されます。パートナーは、あらかじめ本規約に同意のうえ本制度に参加するものとします。

第1条（本規約の掲載）

当社は、当社が定める適切な方法により、本規約を公表します。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、自己の判断により、本規約の内容を変更する場合があります。
2. 当社は、本規約の変更が、パートナーの一般の利益に適合するとき、又は、本規約の目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的なものである場合、パートナーの事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。本規約の内容を変更する場合、①本規約を変更する旨、②変更後の本規約の内容、③変更後の本規約の効力発生時期を事前に当社の定める適切な方法により通知するものとします。
3. 前項の本規約の変更ができない場合、当社は適切な方法により通知のうえ、パートナーの承諾を得るものとします。パートナーは、当該規約の変更に異議がある場合、速やかに当社に申し出るものとします。当該変更の発効日までに承諾が得られない場合、パートナーは本制度から退会したものとみなし、当社はその旨をパートナーへ通知するものとします。

第3条（本制度の目的）

1. 本制度は、当社と各パートナー間で、生成AIに関する製品、サービス、技術及び市場ニーズ等の各種情報を共有することにより、生成AIビジネスモデルの構築、事業展開に繋げ、共創して生成AIの活用を推進することを目的としています。
2. 前項の目的のため、当社は、各パートナーとともに生成AIを活用したソリューション提案等のビジネス創出を目指し、本制度において以下各号を実施するものとします。
 - (1) 当社は、RYOYO AI Techmate Program（以下、「本プログラム」といいます。）において、生成AI活用・導入に関する課題やお困りごとの解決のため、生成AIに関する各種支援サービスを提供しており、本プログラムを通じて収集した生成AIの活用や導入に関する様々なニーズを、必要に応じパートナーと共有するものとします。
 - (2) 当社は、パートナーより提供された生成AIに関する情報（製品、サービス、技術、ノウハウ等に関する情報を含みますが、これらに限られません。）を他のパートナーとも共有するものとします。

- (3) 当社は、パートナーとの生成AIに関する各種情報（ビジネス事例を含みます。）の交換等を目的として、定例会を年2回開催するものとします。
- (4) 当社は、生成AIを活用したソリューション提案、ビジネス事例のプレゼンテーション、新規顧客の開拓、当社及びパートナーのブランディング向上を目的として、生成AIに関する各種イベントを開催するものとします。

第4条（参加申込み、パートナー資格）

- 1. 申込者は、本制度への参加を希望する場合、本規約に同意のうえ、当社の定める方法により参加申込みを行うものとします。当社は、当該申込内容を審査のうえ、申込者に審査結果を通知するものとし、審査の合格通知をもって申込者はパートナーの資格（以下、「パートナー資格」といいます。）を得るものとします。
- 2. 当社は、前項の参加申込みを承諾しない場合があります。承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。参加申込みを承諾しない場合として、申込者が以下各号に該当した場合を含みますが、これらに限らないものとします。
 - (1) 本規約に違反する又はそのおそれがあると判断したとき
 - (2) 申込に虚偽の内容があるとき
 - (3) 当社事業に競合する又はそのおそれがあると判断したとき
 - (4) 申込者又はその役職員が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っているとは判断したとき
 - (5) その他当社業務に支障がある又はそのおそれがあると判断したとき

第5条（参加費等）

- 1. 本制度への参加費用は無料です。
- 2. 当社は、本規約第3条第2項第4号に規定するイベント開催において、パートナーへの協賛金の負担をお願いする場合があります。この場合、当社は協賛金の金額について、イベント開催前にパートナーへ通知するものとします。
- 3. 当社とパートナー間又はパートナーと他のパートナー間で、第3条第1項に規定する本制度の目的の範囲内で、新たなビジネスモデル構築、事業展開等を目指す共創案件を実施する場合、当該共創案件に要する費用負担等については、当事者間で協議のうえ決定するものとします。

第6条（退会）

パートナーは、本制度からの退会を希望する場合、当社の定める方法により退会申請を行うものとします。当社が退会申請の受理をパートナーに通知した時点で、パートナーは本制度を退会したものとします。

第7条（除名）

パートナーが次のいずれかの事由に該当するとき、当社はパートナーを本制度から除名することができるものとします。当社が除名をパートナーに通知した時点で、パートナーは本制度から除名されるものとします。

- (1) 申込時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき
- (2) 本制度の実施を妨害もしくはその信用を毀損する行為を行い、又は当社、他のパートナーもしくは第三者の名誉・信用を毀損する行為を行ったとき
- (3) 本規約に違反したとき
- (4) 本制度の利用に関連して違法又は不正行為があった場合
- (5) 手形不渡り又は取引停止の処分を受けたとき又はそのおそれがあると認められるとき
- (6) 監督官庁から営業の取消又は停止等の処分を受けたとき
- (7) 第三者から差押、仮差押又は強制執行等の申立てを受けたとき
- (8) 破産、民事再生又は会社更生手続開始の申立て等を受け又は自らこの申立て等を行ったとき、もしくはそのおそれがあると認められるとき
- (9) 解散、合併又は営業の重要な部分の譲渡の決議、もしくは親会社又は実質的な支配者の異動に伴い、本制度への参加の継続が相応しくないと認められるとき
- (10) 支払が停止したとき又はそのおそれがあると認められるとき
- (11) 租税公課の滞納処分を受けたとき
- (12) 財務内容の悪化等により、本制度への参加の継続が相応しくないと認められるとき
- (13) 第12条第1項各号のいずれかに該当するとき
- (14) 第20条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当するとき
- (15) その他、当社が本制度への参加が相応しくないと判断したとき

第8条（本制度の停止・終了）

当社は、自己の判断により、本制度をいつでも停止又は終了できるものとします。この場合、事前にパートナーへ通知するものとし、本制度の停止又は終了によりパートナーに損害が生じたとしても、当社は何ら責任を負わないものとします。

第9条（パートナー資格の喪失）

パートナーは、本規約第6条（退会）、同第7条（除名）、同8条（本制度の終了）、第20条（反社会的勢力の排除）のいずれかの規定の適用があるとき、そのパートナー資格を喪失するものとします。

第10条（製品、サービスの提案）

1. 当社及びパートナーは、互いのビジネス創出を目的として、当社及び他のパートナーの生成AIに関する製品、サービスを、自己の顧客へ積極的に提案するものとします。当社及びパートナーは、相

手方が当該製品・サービスに関する各種情報等の開示・提供を求めた場合、積極的にこれに協力するものとします。

2. パートナーは、当社又は他のパートナーとの間で、本制度の趣旨を踏まえ、共創案件を積極的に立案するよう努めるものとします。共創案件の立案とは、当社、パートナー及び他のパートナーの製品、サービス、情報を組み合わせることで、生成AIを活用したソリューション提案等を立案することをいいます。

第11条（公表）

1. 当社は、自己のウェブサイトやイベント告知において、本制度の参加者として、パートナーの会社情報（名称、ロゴ、製品・サービスの情報を含みますが、これらに限られません。）を無償で利用できるものとします。但し、当社は、これらの使用の態様（名称、ロゴ、製品・サービスに関する画像等の掲載方法、掲載内容及び掲載時期等）について、事前にパートナーの承諾を得るものとします。
2. パートナーは、本制度への参加について、自社ウェブサイト等で公表することができるものとします。但し、パートナーは、公表の態様（公表の方法、名称や画像等の掲載方法、掲載内容及び掲載時期等）について、事前に当社の書面（電磁的記録を含みます。以下同じ。）による承諾を得るものとします。
3. 当社及びパートナーは、本制度において共創されたビジネスモデル、事業展開の事例や成果を、自社のウェブサイト等において公表することができます。但し、当社及びパートナーは、公表の態様（公表の方法、名称や画像等の掲載方法、掲載内容及び掲載時期等）について、事前に相手方に対して通知のうえ、相手方の書面による承諾を得るものとします。

第12条（禁止事項）

1. パートナーは、本制度への参加にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 公序良俗に反する又はそのおそれのある行為
 - (2) 本制度、当社及び他のパートナーの信用を毀損する又はそのおそれのある行為
 - (3) 当社及び他のパートナーを誹謗中傷する行為
 - (4) 当社、他のパートナー又は第三者の権利を侵害する又はそのおそれのある行為
 - (5) 法令に違反する又はそのおそれのある行為
2. 本制度に基づいて当社が第三者に対しパートナーの製品・サービスを提案した場合、パートナーは、当社の事前承諾がない限り、直接、間接問わず、当該第三者から当該製品・サービスを受注してはならないものとします。
3. パートナーは、「RYOYO AI Techmate Program」及び「RYOYO Techmate制度」又はこれらに類似した名称を、事前に当社の書面による承諾なく使用してはならず、また商標出願をしてはならないものとします。

第13条（必要事項の通知）

パートナーは、次の各号に該当した場合、書面により、直ちに当社に通知することとします。

- (1) 名称、住所又は代表者に変更があったとき。
- (2) 第10条に基づき当社へ情報提供した製品又はサービスの内容に変更があったとき。
- (3) 第14条の秘密保持義務又は第15条の個人情報の管理義務に違反したとき。
- (4) 第7条各号又第20条各号の一つにでも該当したとき。

第14条（秘密情報）

1. 当社及びパートナーは、本制度に関し相手方又は他のパートナーが開示した情報のうち、(i)秘密である旨明示された情報及び(ii)開示時点で秘密である旨を指定し、開示後30日以内に秘密であることを書面にて通知された情報（以下、「秘密情報」といいます。）を秘密として保持し、事前に秘密情報の開示者（以下、「開示者」といいます。）の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではありません。
 - (1) 開示を受けた時、既に自ら保有していたもの。
 - (2) 開示を受けた時、既に公知公用であったもの。
 - (3) 開示を受けた後に、自己の責に帰すべき事由によることなく公知公用となったもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手したもの。
 - (5) 開示を受けた後に、開示された事項と関係なく独自に開発したもの。
2. 前項の規定にかかわらず、当社及びパートナーは、相手方が開示した秘密情報を、書面による事前承諾を得ることなく、他のパートナーに開示することができるものとします。但し、他のパートナーへの開示を書面で禁止したうえで開示した秘密情報については、この限りではありません。
3. 当社及びパートナーは、事前に開示者の書面による承諾を得て秘密情報を第三者に開示する場合、本条で自らが負う義務と同等の義務を当該第三者に課さねばならないものとし、当該第三者の義務違反について一切の責任を負うものとします。
4. 当社及びパートナーは、第3条に定める目的以外で、秘密情報を使用し又は複製してはならないものとします。
5. 当社及びパートナーは、秘密情報について、事前に開示者の書面による承諾を得ない限り、リバースエンジニアリングその他一切の分析、解析及びこれらに類似する行為を行ってはならないものとします。
6. 当社及びパートナーは、相手方に対し、自らが開示する秘密情報の正確性、適合性、完全性、知的財産権その他の権利の非侵害について何ら表明し、保証するものではなく、当該秘密情報は現状有姿で開示されるものとします。
7. 当社及びパートナーは、秘密情報に基づき発明等をなした場合、直ちに開示者へその旨を通知するものとします。この場合、当該発明等の権利の帰属については、当該発明を行った者と開示者の間

で協議のうえ決定するものとします。

8. パートナーは、パートナー資格を喪失した場合又は開示者から要求があった場合、速やかに秘密情報を開示者へ返還するか又は開示者の指示に従って秘密情報を復元不可能な態様で破棄するものとする。
9. パートナーが本条の定めに基づき負う秘密保持義務は、パートナーがそのパートナー資格を喪失した日から3年間有効に存続するものとします。
10. 当社が本条の定めに基づき負う秘密保持義務は、本制度の終了日又は開示者であるパートナーがそのパートナー資格を喪失した日から3年間有効に存続するものとします。

第15条（個人情報）

1. 当社及びパートナーは、相手方より提供された個人情報（本プログラムの利用契約者の個人情報も含みます。以下、「個人情報」といいます。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を遵守する態様で管理しなければならないものとします。
2. 当社及びパートナーは、個人情報についても、前条第3項、同条第4項及び同条第8項と同等の義務を負うものとします。この場合、「秘密情報」を「個人情報」と読み替えて適用するものとします。
3. 当社及びパートナーは、相手方又は他のパートナーに対して個人情報を提供する場合、当該提供を行うために必要となる個人情報の本人からの同意取得その他の適切な措置を講じるものとします。
4. 当社は、パートナーより取得した個人情報を、当社のプライバシーポリシーに基づき管理するものとします。

第16条（非拘束）

1. 当社は、パートナーが他社の実施する本制度と類似するパートナー制度に参加することを妨げるものではありません。
2. 当社は、パートナーの製品やサービスを優先的に取扱うことその他パートナーを有利に取り扱うことを約束するものではありません。
3. 当社は、本プログラムの利用契約者から収集した生成AI活用に関する様々なニーズやお困りごとを、パートナーへ必ず共有することを約束するものではありません。

第17条（知的財産権等）

1. 当社が単独でなした発明等の権利は当社に帰属するものとし、パートナーが単独でなした発明等の権利はパートナーに帰属するものとします。
2. 当社とパートナーが共創して発明等をなした場合、当該発明等の権利は当社とパートナーの共有とし、その共有持分について双方協議するものとします。当該協議が不調に終わった場合、共有持分は折半とします。
3. 前項発明等にかかる知的財産権を出願する場合、当社とパートナーで協議のうえ出願方法や費用負

担等を決定するものとし、パートナーは単独で出願してはならないものとします。

4. パートナーは、本制度において当社及び他のパートナーへ開示・提供又は提案する製品、サービス、技術、ノウハウ等が、第三者の知的財産権や営業機密を侵害していないことを保証するものとし、万が一当該製品、サービス、技術、ノウハウ等に関し、第三者との間で知的財産権や営業機密の侵害に関する紛争が生じた場合、パートナーの責任と費用負担によりこれを解決するものとします。

第18条（責任制限）

当社は、本制度に関してパートナーに損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。なお、当社の故意又は重大な過失による場合も含まれます。

第19条（権利義務の譲渡禁止）

パートナーは、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、本規約に基づく権利義務の全部又は一部を、いかなる第三者に対しても譲渡し、貸与し、売却し、担保に供し又はその他の処分をしてはならないものとします。

第20条（反社会的勢力等の排除）

1. パートナーは、自らが、以下の各号のいずれかにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。
 - (1) 自ら又は自らの役員もしくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. パートナーは、当社及び他のパートナーに対して、自ら以下の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせません。
 - (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為。
 - (2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為。
 - (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為。
 - (4) その他これらに準ずる行為。

3. 当社は、パートナーが前2項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合、第7条に基づきパートナーを除名できるとともに、当社とパートナー間で締結された全ての契約を、直ちに解除することができます。この場合、パートナーは、当社に対して、当該解除に基づく損害賠償を請求することはできないものとします。
4. 前項に定める除名又は解除は、当社によるパートナーに対する損害賠償の請求を妨げません。

第21条（法令遵守）

パートナーは、本制度への参加において、関連する法令等、政府等によるガイドラインを遵守するものとします。

第22条（パートナーの地位）

1. 当社は、パートナーに対し、当社の代理人としての地位を与えるものではありません。
2. パートナーは、当社の代理権を有する又は当社の代理権を有すると誤解を与える表示を行ってはならないものとします。

第23条（損害賠償）

パートナーは、自己が本規約に違反したことにより当社及び他のパートナーに損害を与えた場合、当社及び他のパートナーに対しその損害を賠償するものとします。

第24条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本規約の他の条項が無効又は執行不能となるものではありません。

第25条（協議解決）

本規約に関し疑義が生じた場合又は紛争が生じた場合、当社及びパートナーは、信義誠実の原則に則り、協議のうえこれを解決するものとします。

第26条（合意管轄）

前条の協議により解決をみない場合、本規約に起因し又は関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠し解釈されるものとします。

以上
2025年2月6日制定